

長野市

第6波対応事業者緊急支援金

よくある質問（FAQ）

<令和4年3月1日時点>

FAQについては随時更新します

※申請要領も必ず確認してください

長野市 商工労働課

（第6波対応事業者緊急支援金事務局）

電話：026-224-7859【8：30～17：15（平日のみ）】

目次

1 事業全般について	1
2 「A. 直接取引事業」について	3
3 「B. 観光関連事業」について	5
4 「C. 文化・娯楽サービス業」について	6
5 「D. 対人サービス業」について	7
6 「E. 教育・学習支援業」について	7
7 「F. 飲食料品製造・卸売業」について	8
8 「G. フリーランス」について	8
9 「H. 時短要請対象の飲食業」について	9
10 「I. 小売業」について	9

1 事業全般について

1-1 複数事業所を運営していますが、事業所ごとに支給対象になりますか。

事業所（店舗）ごとでなく、1事業者につき1回限りの支給となります。

1-2 基準月及び対象月の事業収入は対象となる店舗のみの売上ですか。

対象となる店舗のみでなく、申請者（事業者）全体の事業収入で判断します。そのため、複数事業を実施している場合でも、全事業あわせた事業収入で売上減少を比較してください。

なお、個人事業主の事業所得以外の収入（給与等）は売上に加算する必要はありません。

1-3 国（経済産業省）が支給する「事業復活支援金」を受給する予定ですが、長野市のこの支援金の支給も受けられますか。また、これらの収入は比較対象となる、今年の売上に加算する必要がありますか。

国の支援金を受給した方でも、本支援金を受給できます。また、支援金の受給額を比較する月の売上に加算する必要はありません。

1-4 所得税を電子申告したため、確定申告書に税務署の受付印が押されていません。どうしたらよいですか。

電子申告の場合、受付印は押印されません。その場合、確定申告書に受付日時及び受付番号が印字されていれば受付印とみなします。無い場合は、受付日時の印字された「受信通知（メール詳細）」を一緒にご提出ください。

詳細は〔申請要領〕P.27 又は P.30 をご確認ください。

1-5 事業を新たに始めたばかりなのですが、支援金の対象になりますか。

令和3年12月31日までに開業し、申請日現在で長野市内に営業所・事業所がある場合は支援金の対象となります。なお、その場合は、事業開始日のわかる「開業届」の写しを提出してください。

なお、令和4年1月1日以降に開業した事業者は対象となりません。

1-6 本人確認書類について、転居や結婚等により運転免許証に記載された住所・氏名が申請書と一致しません。どうすれば良いですか。

運転免許証の裏面に変更後の住所や氏名の記載がある場合は、その写しを表面とともに提出いただくことで確認が可能です。記載がない場合は住民票の写しを提出してください。

1-7 ながの電子申請サービスから申請できますか。

ながの電子申請サービスから本支援金の申請はできません。本支援金に係る申請書類等の送付請求のみが可能です。

1-8 支給要件である基準月と対象月の事業収入の減少率を求める際に端数が生じた場合、端数はどのように取り扱いますか。

端数が生じた場合は、小数点以下を切り捨てます。

例) 基準月の事業収入 41 万円、対象月の事業収入 33 万円の場合

減少比率は $(41 - 33) \div 41 \times 100 \approx 19.51\cdots \approx 19\%$

1-9 「様式 1 申請書」に「長野市飲食・観光関連事業者支援金の受給有無」とありますが、受給したかどうか分かりません。

「長野市飲食・観光関連事業者支援金」は、新型コロナウイルス特別警報2（レベル5）及び市内飲食店に対する時短要請の発出に伴い営業に影響を受けた市内事業者に対して長野市から給付を受けた支援金になります。

- ・申請期間：令和3年9月13日～10月29日
- ・対象事業者：市内飲食店と直接的な取引がある事業者（A）、観光関連事業者（B）
- ・支給額：法人20万円、個人事業主10万円

受給したか分からない場合は、空欄のままで申請して頂き、申請書類を全て提出してください。

1-10 支給金はいつ頃口座へ振り込まれますか。

申請書類受理後、順番に書類審査を行い、内容に不備がない場合は、事務局から本支援金の交付決定と振込予定日を郵送で通知しますので、こちらでご確認ください。

1-11 対象月の事業収入が0円ですが、証拠書類は事業者名が分かる売上台帳以外に追加で提出する必要はありますか。

必要ありません。

2 「A. 直接取引事業」について

2-1 飲食店との取引の証拠となる書類はどんなものですか。取引何件分の提出が必要ですか。

納品書の写し、領収書の写し、発注書の写しなど、長野市内の飲食店と令和3年4月から12月の間に取引があったことがわかる書類を提出してください。この書類には、令和3年4月から12月の日付、取引先飲食店名、申請事業者名、商品（取引）名、単価・数量等の内訳の記載が必要です。

なお、提出は「対象事業確認書【様式3-1】」に記載いただいた内容の1件分のみ提出で構いません。

2-2 飲食店以外にも様々な業種のお店に商品を納入しています。売上要件（対前年同月比、対前々年同月比等）の売上とは、飲食店との取引額のことですか。そのほかの事業収入売上も含めた額ですか。

飲食店との取引以外も含めた事業者の総売上が対象です。一部の売上額ではありません。

2-3 飲食店との取引が事業全体の売上のごく一部でも申請できますか。

飲食店との取引が確認できれば対象となります。取引の大小は関係ありません。

2-4 農家は対象になりますか。

確定申告を行い、市内の飲食店との直接取引が確認できる等の要件を満たせば対象となります。

2-5 保険の加入も飲食店との直接取引に含まれますか。

保険は直接取引に含まれず、今回の支援金の対象となりません。

2-6 飲食店の家賃は直接取引に含まれますか。

家賃は直接取引に含まれず、今回の支援金の対象となりません。

2-7 飲食店から仕出しをしてもらい、代金を飲食店に支払っている場合も対象になりますか。

対象となりません。飲食店に物やサービスを提供し、金銭を受け取っている取引でなければなりません。お金と物・サービスの動きが逆の場合は対象となりません。

2-8 飲食店に印刷チラシを納品していますが、「A.直接取引事業」の対象になりますか。

日常的に営業で使用する印刷物（メニュー表やポスター等）を納品している場合は消耗品であり、人流の低下等の影響を受けていると判断できることから該当します。ただし、データで納品している場合は消耗品ではないため該当しません。

2-9 事務用品を飲食店に納品していますが対象になりますか。

消耗品であれば対象になります。

2-10 市外で食料品製造業を営んでいます。自社で営む市内の飲食店に商品を納品していますが、対象になりますか。

自社製品を自社飲食店へ納品しているものは「A 直接取引」に該当しません。飲食店の営業は飲食店の通常営業時間に応じて、「B 観光関連事業」又は「H 時短要請対象の飲食業」で申請してください。

2-11 市内で食料品製造業を営み、市内の飲食店に納品しています。どちらの事業に該当しますか。

市内で食料品を製造して市内の飲食店に納品している場合は、「A.直接取引事業」か「F.飲食料品製造・卸売業」に該当します。必要書類の添付を頂き判断します。

2-12 市内に事業所があり、食材や冷凍食品を飲食店に納品しています。この場合、「A 直接取引業」、「F 飲食料品製造・卸売業」のどちらに該当しますか。

食材等を納品している飲食店が市内にある場合は、「A 直接取引業」に該当します。なお、市内の飲食店以外の事業者へ食材等を納品している場合や市外の飲食店を含めた事業者へ食材等を納品している場合は「F 飲食料品製造・卸売業」に該当します。

2-13 法人の派遣会社でホテル内の飲食店に人材を派遣していますが、どの事業に該当しますか。

人材の派遣もサービスの直接提供と判断できるため、法人又は個人事業主が提供している場合は、「A 直接取引業者」に該当します。なお、納品書などの証拠書類がない場合は、サービス提供にかかる契約書の提出でも可能です。個人（フリーランス）で直接ホテル内の飲食店と契約してサービスを行っている場合は、「G フリーランス」に該当します。

2-14 消毒液の卸売業も該当になりますか。

市内飲食店に納品していれば、「A 直接取引業」に該当します。

3 「B. 観光関連事業」について

3-1 民泊事業を営んでいますが対象になりますか。

対象になりません。ただし、旅館業法第3項に規定する簡易宿所営業の許可を受けて事業を営んでいる場合は対象となります。

3-2 雑貨店で、商品の一部にお土産品を取り扱っています。支援金の対象になりますか。

「土産物店」は、「専ら観光客等を相手に土産物（地場産品等）を販売する事業者が該当します。具体的には、①店舗の概ね2分の1以上を土産物販売に利用していること ②自店が「土産物店」として旅行雑誌等に掲載されていることが該当の条件となります。

3-3 必要な許可の期限が切れていても対象になりますか。

対象月及び申請日時点において、期限切れを含め必要な許可を取得していない場合は対象になりません。

3-4 長野県の時短要請**対象外**の飲食店とはどんな店舗ですか。

令和4年1月27日から発出された営業時間短縮等の要請を受けていない飲食店等を指します。具体的には、通常の営業時間が5時から20時の間のみ営業している飲食店等です。

3-5 キッチンカーは支援金の対象になりますか。

車両上で食材を調理・提供するキッチンカーは支援金支給の対象となりますが、店頭販売に特化していることから、「1. 小売業」で対象になります。

3-6 食品営業許可証の有効期限が切れていても対象になりますか。

3-3と同様に、許可証の有効期限が切れていると対象になりません。

3-7 食品営業許可書に記載されている営業者名が支援金申請者と異なる場合、どうすれば良いですか。

食品営業許可書の営業者名を支援金申請者名に変更していただくか、支援金申請者が店舗を管理していることがわかる賃貸借契約書の写しか公共料金等の写しなどを提出してください。

4 「C. 文化・娯楽サービス業」について

4-1 ビリヤード場は対象になりますか。

対象になります。

4-2 イベントの企画等を行っている広告代理店は対象になりますか。

対象になりません。

5 「D. 対人サービス業」について

5-1 ハウスクリーニング、家事代行サービスは対象になりますか。

個人宅へハウスクリーニング、家事代行サービスを行う場合は「D. 対人サービス業」に該当するため、対象となります。なお、作業車で移動しており、事務所を持たない場合でも、サービスを提供していれば対象となります。

5-2 写真館は対象になりますか。

対人で撮影を行っており、個人に対する写真と認められる場合は「D. 対人サービス業」に該当するため、対象となります。また、結婚式やブライダル関連など、個人向けの撮影を行っている場合も対象となります。

5-3 占い業は対象になりますか。

店舗があり、顧客との接触を伴う占いであれば、「D. 対人サービス業」に該当するため対象となります。接触を伴わない場合や、オンライン限定で事業を行っている場合は対象になりません。

5-4 コインランドリーは対象になりますか。

無人でのサービスは「D. 対人サービス業」に当たらないことから対象になりません。

5-5 対人サービス業の対象となる事業はどのようなものですか。

生活衛生関係営業のうち以下に該当する事業（理容業、美容業、浴場業、クリーニング業に限る）又は接触を伴う事業が対象となります。

6 「E. 教育・学習支援業」について

6-1 自宅からオンラインで英会話教室を行っています。対象になりますか。

過去から現在にかけて、対人で行っていることがわかる書類（メニュー表など）を添付し

て頂ければ対象になります。オンライン限定で事業を行っている場合は対象になりません。

6-2 家庭教師は該当しますか。また、どの分類にあたりますか。

法人及び個人事業主、個人（フリーランス）ともに該当します。法人、個人事業主の場合は「E. 教育・学習支援業」、個人で行っている場合には「G. フリーランス」の分類に該当します。

7 「F. 飲食料品製造・卸売業」について

7-1 市内に工場があり、飲料の製造をしています。取引先は市外事業者なのですが、納品の実績が確認できれば支援金の支給対象になりますか。

取引先は長野市外事業者であっても支援金の対象となります。

7-2 美容室にシャンプーなどを納品している業者は対象になりますか。

飲食料品ではないため、対象になりません。

7-3 卸売業と時短要請に応じた飲食店を兼業しています。どちらで申請すればよいですか。

支給の対象事業が複数ある場合、支給額が高い方で申請できます。この場合は「F. 飲食料品製造・卸売り」支給額 20 万円、飲食店は「H. 時短要請対象の飲食業」で支給額 10 万円にそれぞれ該当します。なお、売上に関しては卸売、飲食店それぞれ単体の売上ではなく事業全体の売上で減少率を比較します。

8 「G. フリーランス」について

8-1 仕事はすべて市外からの発注ですが、支援金の対象になりますか。

令和 3 年 12 月 31 日及び申請日現在で市内に住民票があれば対象となります。

8-2 フリーランスで事業を行っており、昨年は現在とは違う会社と契約していました。この

場合、提出書類は何を提出すればよいでしょうか。

業務委託契約書又は申立書の提出が必要です。提出して頂く書類は、基準月を含む契約期間の記載が必要です。

例)

基準月（減少する前の売上月）	R2 年 1 月
----------------	----------

 ←この月を含む期間の契約書を提出してください。

対象月（減少した後の売上月） R4 年 1 月

9 「H. 時短要請対象の飲食業」について

9-1 時短要請に応じて協力金を受給予定の飲食店は対象になりますか。

長野県が令和4年1月27日からの時短要請に応じて新型コロナウイルス拡大防止協力金を受給する予定の飲食店も対象となります。

その場合、「H. 時短要請対象の飲食業」に該当し、支給額は法人10万円、個人事業主5万円です。

9-2 時短要請の対象となっているが、通常営業している飲食店は対象になりますか。

長野県が令和4年1月27日から要請している時短営業の対象となる飲食店が、営業時間を短縮せずに通常営業している場合も「H. 時短要請対象の飲食業」に該当し、本支援金の対象となります。

9-3 信州の安心なお店の認証を取っていないと、対象になりますか。

信州の安心なお店の認証店でなくても、本支援金は対象になります。

ただし、長野県全体で信州の安心なお店の認証を推進していますので、対象となる事業者の方は申請をお願いします。

9-4 現在、県の時短要請に応じて店舗を休業しています。様式 3-1「3. 通常営業時間帯の確認」の具体的な営業時間には何を記入すれば良いでしょうか。

時短要請前の通常営業時間を記入してください。

10 「I. 小売業」について

10-1 同一店舗で「①音楽教室」と「②個人向け楽器の販売」を行っており、店舗の主たる売上が「②個人向け楽器の販売」の場合、支給対象事業はどちらに該当しますか。

支給の対象事業が複数ある場合、支給額が高い方で申請できます。法人の場合、①は「E. 教育・学習支援業」で支給額 20 万円、②は「I. 小売業」で支給額 10 万円であるため、支給額の高い①「E. 教育・学習支援業」で申請ができます。

10-2 弁当仕出し屋は対象になりますか。

個人への店頭販売を行っていれば対象になります。

10-3 法人向けに製品を販売・納品しており、個人向けの直接販売も行っていますが、対象になりますか。

主な事業収入が個人向けの販売である場合は、対象になります。